

市有公共用地貸借に関する調査特別委員会の設置を求める決議

本議会に、下記により調査特別委員会を設置するものとする。

記

1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条第1項の規定により、Food Food Food 2023及びOtomeshi Festival 2024の開催に伴う民間事業者への市有公共用地貸借に関して市条例及び規則に反した後援名義及び、これらを許可・承認した石岡市の不当な行政行為と施設の目的外使用により生じた石岡市の損害を明らかにするために、一連の事務処理とそれに至った経緯を調査するものとする。

2 調査特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び石岡市議会委員会条例第5条の規定により、委員定数10人（構成議員3名以上の会派から2名を選出し、決議が可決された時点での会派構成により選出する）で構成する「市有公共用地貸借に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託して行う。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第10項並びに同法第98条第1項の権限を、上記調査特別委員会に委任する。

4 調査期間

上記調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、50万円以内とする。